

市議会議長 副議長を選挙

提出され、審議の結果、これを許可することに決定いたしました。

▽ 川越市議会議長選挙について

市議会議長の辞職が許可され、議長が欠員となったため、選挙を行った結果、次の議員が市議会議長に当選し、就任いたしました。

市議会議長 加藤 昇

▽ 川越市議会副議長の辞職について

今定例会第一日（六月二日）に市議会議長・副議長の辞職が許可され、それに伴う選挙が行われました。

▽ 川越市議会副議長選挙について

山口肇市議会議長より副議長あてに、市議会議長の辞職願が

市議会副議長長の辞職が許可さ

正・副議長を紹介



議長
加藤 昇



副議長
岩崎 哲也

加藤議長は、平成七年に市議会議員に初当選し、今期が三期目。現在までに議会運営委員長、厚生常任委員長などを歴任しています。

岩崎副議長は、平成七年に市議会議員に初当選し、今期が三期目。現在までに総務常任委員長、建設常任副委員長などを歴任しています。

議会運営委員会

れ、副議長が欠員となったため、選挙を行った結果、次の議員が市議会副議長に当選し、就任いたしました。

市議会副議長 岩崎 哲也

▽ 川越市議会運営委員会委員の選任について

議長就任に伴い、加藤昇委員より議会運営委員会委員の辞任願が提出され、審議の結果、これを許可することに決定いたしました。

▽ 川越市議会運営委員会委員の選任について

議会運営委員会委員の任期満了（任期一年）に伴い、第五日（六月六日）に委員の選任が行われ、第七日（六月八日）に同委員会を開催し、正・副委員長

の互選が行われました。委員会の構成は次のとおりです。

委員長	山口 肇
副委員長	稲浦 敏雄
委員	片野 広隆
委員	三上 喜久蔵
委員	川口 知子
委員	小ノ澤 哲也
委員	小林 薫
委員	大野 慶治
委員	久保 啓一
委員	高橋 康博

議席の一部変更

▽ 議席の一部変更について

市議会の議席の一部が次のように変更されました。

第五番	加藤 昇
（第二十七番から変更）	
第二十七番	山口 肇
（第五番から変更）	

市道路線の認定・廃止



認定された市道2491号線(小畔の里クリーンセンター北側)

▽ 川越市道路線の認定について

— 原案可決 —

▽ 川越市道路線の認定について

— 原案可決 —

道路の新設に伴い、脇田本町、大字南大塚、大字新宿、大字今福、大字藤間、大字砂新田、大字大袋、大字池辺、大字大塚新田、四都野台地内の五路線の認定、二路線の廃止を行ったものです。

▽ 川越市道路線の認定について

— 原案可決 —

▽ 川越市道路線の認定について

— 原案可決 —

▽ 川越市道路線の廃止について

— 原案可決 —

▽ 川越市道路線の廃止について

— 原案可決 —

道路の付替えに伴い、大字寺

山、大字上寺山、大字平塚、大字平塚新田、大字鴨田、大字久下戸地内の六路線の認定、六路線の廃止を行ったものです。

議事のあらまし

第一日（六月二日）会期を二十日間と決定。継続審査となっていた案件について、委員長より報告が行われ、審議の結果、地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題については、さらに継続審査と決定。次に市議会議長の辞職を許可し、同選挙を実施。同じく市議会副議長の辞職を許可し、同選挙を実施。続いて議会運営委員会委員一人の辞任を許可。引き続き報告事項五件の報告を受けた後、提出案十六件について提案理由の説明を実施。

第二日（六月三日）から第四日（六月五日）まで本会議休会。

第五日（六月六日）提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。次に任期満了に伴う議会運営委員会委員の選任を行う。

第六日（六月七日）本会議休会。

第七日（六月八日）本会議休会。議会運営委員会開催。

第八日（六月九日）通告順により一般質問を実施。

第九日（六月十日）及び第十日（六月十一日）本会議休会。

十一路線の認定、二十路線の廃止を行ったものです。



認定された市道0099号線（寺尾太仙波線）

議員提案の意見書一件を可決

今定例会第二十（六月二十一日）に、議員提案による意見書一件を原案可決し、関係機関に送付しました。

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書 — 原案可決 —

超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者が債務者の返済能力を超えた貸付けを行い、その結果、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化している。

こうした背景には、貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年十五〜二十％）は上回るが、出資法の上限（年二十九・二％、日賦貸金業者及び電話担保金融は年五十四・七五％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成十九年一月を目

途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早く解消すべきである。

よって、法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要望する。

- 一 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げる。
- 二 貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 三 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

との内容で、川越市議会名をもつて、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣、衆議院議長、参議院議長あて提出するよう提出者片野広隆議員、賛成者山口 肇議員ほか八名の議員により提案されました。

▽ 川越市道路線の認定について
— 原案可決 —

河越館跡史跡整備に伴い、大字上戸、大字鯨井地内の二路線の認定、三路線の廃止を行ったものです。

▽ 川越市道路線の認定について
— 原案可決 —

都市計画法に基づく開発行為

請 願 の 審 査 結 果

請 願 番 号	件 名	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
請 願 第 1 号	上限金利を引き下げ等により、中小零細事業者・消費者等の健全な生活を守り、多重債務問題根絶のため、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書	埼玉弁護士会 会長 蔭 山 好 信 ほか49名	厚 生	採 択



市議会を傍聴してみませんか

市議会には、年に4回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会とがあります。傍聴を希望される方は、7階の傍聴受付で、住所・氏名を受付用紙にご記入いただくだけで議会を傍聴することができます。（小さなお子様連れでも可）

市政を直接知っていただくよい機会ですので、ぜひ傍聴においでください。車椅子の方のお席もご用意しております。なお、音声聞き取りにくい方には、ヘッドホンもごございますので、ご利用ください。

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会は、去る二月二十七日開会の市議会第一回定例会閉会后、継続審査となっていた付議事件について、二日間 にわたり審査いたしました。

今定例会第一日（六月二日）に、その審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、「継続審査」とすること に決定いたしました。

- ▼ 第十一（六月十二日）通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十二（六月十三日）通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十三（六月十四日）通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十四（六月十五日）通告順により一般質問を実施した後、議席の一部変更を行う。
- ▼ 第十五（六月十六日）本会議休会。総務・厚生・建設の三常任委員会開催。
- ▼ 第十六（六月十七日）から第十九（六月二十日）まで本会議休会。
- ▼ 第二十（六月二十一日）最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審議の結果、請願一件を採択、議案十六件を原案可決。次に追加提出された議員提案による意見書一件を原案可決した後、議員派遣を決定し閉会。